

今後の議論の進め方等について

平成25年10月4日

厚生労働省社会・援護局保護課

目次

- 今後の生活保護基準部会における議論の進め方(案)について・・・ 2p
- 将来の基準の検証手法の開発の検討について・・・・・・・・・・・・ 3p
- 今回の基準見直しにおける影響の評価について・・・・・・・・・・・・ 4p

今後の生活保護基準部会における議論の進め方（案）について

生活保護基準に関しては、「生活保護基準部会報告書」や「経済財政運営と改革の基本方針」などにおいて、生活扶助以外の他扶助や加算制度についても速やかに検討を行うよう指摘されている。また、同報告書では、将来の基準の検証手法の開発についても求められている。

このため、今後とも常設部会である本部会において議論を行っていく上で、以下のような方針で議論を進めていくこととしてはどうか。



- 前回までの部会では、生活扶助の本体基準について検証を実施。他の扶助や加算制度の速やかな検証が今後の宿題として残されている。
- したがって、今年度は、
 - ・ 全国消費実態調査など大規模調査の特別集計データの活用などが必要となる分析を行うには、十分な時間の確保が必要となることから、このような分析が考えられる扶助（例：住宅扶助）や加算制度については慎重な検証を行う観点からも客観的なデータを用いた分析に取り組む準備を進めてはどうか。
 - ・ 現在勤労控除の見直しや就労活動促進費の創設、就労自立給付金の創設の検討など就労・自立支援策の強化を図っていることから、各扶助の中でも生業費や技能修得費などを支給して受給者の就労自立を図ることを目的とする「生業扶助」や、先般の検証では経常的な日常生活費を賄う生活扶助について検証を行ったことから今回は引き続き生活扶助のうち臨時的な特別需要を賄う「一時扶助」に着目し、その活用実態を踏まえながら、今日的な役割やより効果的な見直しができないかなど議論を実施してはどうか。
- その他の課題については、大規模調査の活用や各方面からの意見、新たな生活困窮者対策等の検討状況などを踏まえながら、順次議論を実施してはどうか。
 - ・ 将来の新たな基準の検証手法の開発 等

将来の基準の検証手法の開発の検討について

現在の生活扶助基準額については、国民の消費水準と均衡が図られるように考えられている(水準均衡方式。昭和59年度～)。具体的には、毎年度、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して定めているとともに、5年に1度、現行の基準額が一般低所得世帯の消費実態と適切に均衡が図られているか検証を行っている。

しかし、本年1月にとりまとめられた報告書においても指摘されているように、生活扶助基準等について将来の検証手法の開発が求められているところであり、今後の検証に向けた新たな検証手法の開発について、どのような手法が考えられるかなど議論を開始することとしてはどうか。

○ 生活保護基準部会報告書(平成25年1月18日。抄)

「今回の本部会で採用した年齢、世帯人員、地域の影響を検証する手法についても委員による専門的議論の結果得られた透明性の高い一つの妥当な手法である一方、これまでの検証方法との継続性、整合性にも配慮したものであることから、これが唯一の手法ということでもない。さらに本部会の議論においては、国際的な動向も踏まえた新たな最低基準についての探索的な研究成果の報告もあり、将来の基準の検証手法を開発していくことが求められる。」

「加算制度及び他の扶助制度についても、統計データの収集方法、検証手法の開発等について本部会において速やかに検討を行うべきである。その際は他の社会保障制度のこれまでの見直しなどを踏まえながら、今日におけるその本質的な意義等を考慮することが必要である。」

- 必要となるデータの内容及びその収集方法はどのようなものが考えられるか。(既存統計調査の活用、新規調査の実施)
- 上記データを用いてどのような分析方法が考えられるか。(統計的手法、複数の手法によるアプローチ、メリット・デメリットの整理)

今回の基準見直しにおける影響の評価について

今回の基準見直しについては、生活保護基準部会報告書において、その影響の実態を把握し、今後の検証の参考にする必要がある旨、指摘されている。

また、今回の見直しとともに生活保護受給者の就労インセンティブの強化を図るなどのため、基礎控除の引き上げや特別控除の廃止、自ら積極的に就労活動に取り組んでいる者に対しその活動にかかる経費等を踏まえて一定額を支給する就労活動促進費の創設を行った。

さらに、保護脱却直後に税・社会保険料等の負担が生じることなどを念頭に、保護受給中に就労収入の一部を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たことにより保護脱却に至った際に一時金を支給する就労自立給付金制度の創設の検討をしている。

こうした取り組みによる影響について、今後以下のように分析・評価していくこととしてはどうか。

- 生活保護基準部会報告書(平成25年1月18日。抄)
「基準額の見直しによる影響の実態を把握し、今後の検証の際には参考にする必要がある。」
「特別控除を見直すことについては、本部会として概ね異論はないとされたが、生活保護の基準と大きく関わる部分でもあり、仮に新たな就労促進のための仕組みが創設された場合には、施行後、その成果について検証していくべきものとする。」

○基準見直しの影響の評価について

『社会保障生計調査』（厚生労働省社会・援護局保護課）の平成25年調査世帯（1,110世帯）の各月の消費支出を測定することで評価してはどうか。（ただし、当該調査は有意抽出調査であることに留意が必要である。）

○就労施策の評価について

『被保護者調査』（厚生労働省社会・援護局保護課）を用いて、次のように評価してはどうか。

- 平成25年調査（見直し前）と平成26年以降調査（見直し後）について、同一世帯を紐付けた上で、世帯員の「就労日数」や「就労収入額」の変動を分析
- 「保護廃止の理由」の項目から、就労を理由とする保護の廃止の割合の推移を分析